

# 令和5年第3回九戸村議会定例会

令和5年9月4日（月）

午前10時 開会 開議

## ◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 九戸村下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第 3 号 令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第 4 号 令和5年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第 5 号 令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 6 号 令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 7 号 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 8 号 令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 9 号 令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 10 号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 11 号 令和4年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 12 号 令和4年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 13 号 令和4年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議案第 14 号 令和4年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議案第 15 号 令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について
- 日程第 18 議案第 16 号 令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて

◎出席議員（10人）

2番	久保	えみ子	君	8番	岩	智	幸	君			
3番	渡	保	男	君	9番	保大木	信	子	君		
4番	川	戸	茂	男	君	10番	古	舘	巖	君	
5番	中	村	國	夫	君	11番	高	崎	覺	志	君
6番	坂	本	豊	彦	君	12番	桂	川	俊	明	君

◎欠席議員（2人）

1番	大	崎	優	一	君
7番	櫻	庭	豊	太郎	君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴	山	裕	康	君					
副	村	長	伊	藤	仁	君					
教	育	長	高	橋	良	一	君				
総	務	課	長	中	奥	達	也	君			
I J U	戦	略	室	柳	平	善	行	君			
移	住	定	住	担	当	課	長				
会	計	管	理	者	野	辺	地	利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長					
保	健	福	祉	課	長	浅	水	涉	君		
産	業	振	興	課	長	川	原	憲	彦	君	
地	域	整	備	課	長	関	口	猛	彦	君	
教	育	次	長	松	浦	拓	志	君			
地	域	整	備	課	主	幹	上	村	浩	之	君
兼	水	道	事	業	所	長					

◎職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大	久	保	勝	彦
主			任	山	本	猛	輝	

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 5 年第 3 回九戸村議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、10 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、1 番、大崎優一議員。7 番、櫻庭豊太郎議員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

9 月 4 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 16 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫議員、大崎優一議員、久保えみ子議員の 3 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 1 件です。

請願・陳情については、請願・陳情一覧表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたしました。

次に、監査委員から令和 5 年 6 月分及び 7 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりです。

次に、村長からの地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく「健全化判断比率」、及び同法第 22 条第 1 項に基づく「資金不足比率」の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりです。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、一般財団法人九戸教育施設運営会、株式会社九戸村総合公社の「経営を説明する書類」の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりです。

次に、村長から「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について」の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりです。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎村長の行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に、村長並びに教育長から行政報告の申し出がありました。

はじめに、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和5年第3回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、第2回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

1、岩手県立伊保内高等学校への支援についてでございます。

伊保内高校は、7月22日に学校説明会を開催いたしました。村内36名、県内13名、県外2名、計51名の中学生が参加いたしました。当日は、全国高等学校総合文化祭鹿児島大会に参加する伊保内高校郷土芸能委員会の壮行会開催の日でもあったことから、学校説明会に参加した中学生にも、壮行会の前に高校生の神楽を披露し、その勇壮に演舞する姿をしっかりと印象付けることができたようでございます。特に、県外の中学生は、7月22日の学校説明会参加の2名を含め、延べ8名が6月下旬から8月まで、それぞれ伊保内高校を訪問し、小規模校ならではの魅力を知っていただいたのではないかと期待しているところであります。

なお、伊保内高校郷土芸能委員会につきましては、7月29日から開催された先の全国高等学校総合文化祭鹿児島大会に参加するため、村からの補助金のほか、多くの村民の皆さまのご支援に支えられ、生徒24名、教員3名、江刺家神楽保存会所属の指導者3名の総勢30名が7月28日に羽田空港経由で空路、奄美大島に出発いたしました。

8月1日の発表会場となったのは、奄美市にある1,400人収容の「あまみ文化センター」で、伊保内高校郷土芸能委員会の面々は、全国から選ばれた高校生に交じり、日ごろの練習の成果を遺憾なく発揮し、見事に江刺家神楽の演舞を披露することができたと報告を受けております。

成績としては、入賞を逃す結果となりましたが、参加した高校生にとっては、大変貴重な経験となり、また、岩手県の九戸村にある伊保内高校の名を全国に発信する好機になったものと受け止めております。後日談でございますが、この開催時期に奄美大島は台風の直撃を受けることとなったため、当初、8月2日に帰

郷する予定が8月4日まで繰り下がり、帰りの経路も鹿児島空港経由に変更され、その後も羽田空港近辺に一泊するなどしながら、ようやく九戸村に戻るようになるなど、大変苦勞したようではありますが、そのことも高校生にとっては良い人生経験になったのではないかと考えております。

また、ご案内のとおり、県外等から伊保内高校に入学する高校生等の単身者を受け入れる「九戸村共同住宅」建設に、今年2月から着工していましたが、この7月末にようやく完成し、8月上旬から高校生3名と管理人としての地域おこし協力隊1名、計4名が入居したところであります。高校生向けに朝晩の食事を提供するため、調理員を3名確保し、交替制で食事の用意や朝晩の声掛けなどを願っております。

入居した高校生は、さっそく川向地区の盆踊り大会に招待されるなど、地域の皆さまから温かく迎えられているようで安堵しているところであります。今後も、この高校生たちが有意義な高校生活を送れるよう、しっかりとしたサポート体制を敷いてまいります。

二つ目に、移住定住及び交流人口拡大の促進についてでございます。

人口減少が大きな課題である九戸村においては、村外からの移住定住に向けた交流人口の拡大が重要であることは、論をまたないところであると考えておりますが、まず、その突破口を開くために、村内の農林業や伝統工芸などを体験できる「地球のしごと大學いわて九戸キャンパス」を立ち上げることにしたところであります。7月8日には、その「キックオフフォーラム」を開催いたしました。講師に『里山資本主義』の著者で、日本総合研究所主席研究員である藻谷浩介氏を迎え、「世界が見直す日本の農山村～子供が戻ってくる九戸へ何を活かすか」と題し、田舎暮らしの魅力と可能性について大いに語っていただきました。当日は、約60名の方々が会場に詰めかけ、熱心に耳を傾けておりました。

その後の九戸キャンパスの実施状況といたしましては、8月5日から7日にかけて「半農半Xの様々な『農』のあり方を学ぶ」と題し、ナインズファームなどで実施された農業体験に2名が参加。8月25日から27日まで開催された「チェーンソーを学び資格を取る」実習には、村内11名、村外1名の12名が参加し、林業の醍醐味を学んでいただいたところであります。今後も、9月から11月にかけて、さまざまな体験講習を開催し、将来の移住定住につながるような交流人口拡大に取り組んでまいります。

また、本村への移住定住を促進するためには、以前から申し上げておりますとおり、情報発信が大変重要と考えておりますが、このたび、村としては初めての試みとして、総務省の外郭団体である一般社団法人移住交流推進機構、通称「JOIN(ジョイン)」とありますが、が開設する東京駅八重洲口の「移住・交流情報ガーデン」において、8月6日の日曜日に九戸村単独の移住説明会を開催した

ところであります。当日は、村職員1名と地域おこし協力隊2名で対応したところでしたが、残念ながら参加者は3名にとどまりました。そうした中でも、「九戸村の魅力をしっかり伝えることができた」ということでありますので、今回の結果も踏まえ、改善点を洗い出すとともに、いろいろな工夫を加えながら、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、岩手県主催の「移住フェア～THE いわてデイ 2023」が東京交通会館で県内33市町村が参加して9月30日に開催され、来年1月13日と14日には、先のJOIN主催の「移住・交流&地域おこしフェア 2024」が東京ビッグサイトで開催されますことから、本村も初めて出展する運びとなっております。県主催の移住フェアの来場目標は300人、JOIN主催の地域おこしフェアの来場目標は4,000人ということでございますので、ぜひ多くの皆さまに九戸村を知っていただき、移住定住につなげてまいりたいと考えております。

三つ目に、村有施設の整備についてでございます。

道の駅おりつめ「産直オドデ館」につきましても、ご案内のとおり、南側の土地を購入し、駐車場として整備工事を進めてきたところですが、7月14日に完成いたしました。駐車場内の集出荷場の建屋設置も完了し、現在、電気設備等の仕上げを行っているほか、駐車場の街路灯の設置や水路の安全対策工事も進めております。駐車場は、すでにオドデ館に出荷する生産者やお客さまにも利用していただいているほか、8月14日に開催されたオドデ塾主催の盆踊り大会にも活用していただきました。集出荷場につきましても、さっそく収穫した甘茶の選別作業に使用するほか、ふるさと納税や通販の集出荷にも活用していく予定としております。

このほかの村が所有する公共施設については、昨年度、倒壊いたしましたふるさと創造館の門柱と案内板を再整備したほか、ふるさとの湯っこの、ろ過装置の改修を終えたところであります。また、全般的に、一部老朽化した施設・設備もありますことから、適時適切に改修整備を施しながら、皆さんが快適に利用できるよう管理運営してまいりたいと考えております。

四つ目に、地域行事の活性化についてでございます。

新型コロナウイルスが法律上の5類へ変更されてから初めてとなる「九戸まつり」が、8月17日から19日にかけての3日間にわたり、開催されました。3日間とも降雨と重なり、客足が心配されましたが、初日は若者を中心に賑わいを見せたほか、熊野神社例大祭への参加者、来場者とも、比較的好天に恵まれた昨年並みの人出があったものと感じております。しかし、2日目は雷雨に見舞われ、伊保内小学校による剣舞披露が、また3日目も悪天候により山車の運行が中止となるなど天候に悩まされたまつりとなりました。

このほか、今年は各地域の盆踊り大会も久々に復活し、15日には「九戸村二十

歳を祝う会」が開催され、本村出身の未来を担う若者が久々に集い、賑やかな催しとなり、大変うれしく思ったところでございます。

村といたしましても、地域の住民が楽しく盛り上がる催しに対し、今後とも手助けしてまいりたいと考えております。

五つ目に、岩手県への要望と連携強化についてでございます。

7月5日、二戸地区合同庁舎におきまして、岩手県に対する統一要望書を提出し、村が抱える課題について、さまざまな施策・事業の推進をお願いしたところでありました。当日は、岩手県議会会期中のため、五日市県議会議長、工藤県議、山下県議からご出席いただけなかったものの、本村の議会からは桂川議長をはじめ、高崎副議長、各常任委員長職にある議員からご出席をいただきました。

県からは、達増知事をはじめ、坊良県北広域振興局長、副局長及び各センター所長が出席され、村の課題を県当局に十分にご理解いただけるよう、細部にわたり意見交換させていただいたところでありました。

まず、出産・子育て支援の強化策として、出産費用を十分賄うことのできる出産一時金の実現や出産休暇中の所得補償などについて、要望いたしました。

次に、九戸村唯一の高校である伊保内高等学校の存続について、存続要件緩和と魅力的で個性的な教育環境が整えられるよう、意欲的な教員の配置や関係予算の増額などを要望いたしました。

また、県立二戸病院九戸地域診療センターの充実強化については、医師及び医療従事者等の充実や過疎地域における遠隔医療診断の早期実現について要望したところでありました。

さらに、瀬月内川災害対策や国道への歩道整備、農業生産者の所得向上対策など、9項目36事項にわたり要望したところでありました。

県からは、前向きな回答もいただき、県だけでは対応できない事項については、「国に対し強く要請していく」との回答をいただいたところでありましたので、引き続き、村内の課題解決に向けて、粘り強く要望していく所存であります。

このほか、8月7日には、県主催の「人口減少対策の推進に向けた町村長との意見交換」が、岩手県自治会館で開催され、私も出席してまいりました。県からは、知事以下、主だった幹部職員が顔をそろえ、県の新規事業や重点事業の説明もありましたが、私からは人口減少対策に関する県の認識の転換、つまり、この課題を県が自分事としてとらえるよう要請したほか、一市町村での取り組みが困難な項目に関しては、県が第一線を担うよう要望したところであり、そういう観点からも、今後とも県との連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

六つ目に、新型コロナウイルス対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況につきましては、村政調査会の場でも逐一ご報告してまいりましたが、あらためて現在の状況を報告させていた

だきます。

65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方などを対象とした令和5年度春夏接種につきましては、5月29日から県立二戸病院と九戸地域診療センターの協力の下、医師と看護師を派遣していただき、集団接種を実施してまいりました。7月に入りまして、対象者が減少することにより、集団接種では対応が困難になることから、二戸医師会にご協力をお願いいたしまして、個別接種でのワクチン接種機会提供に努めているところであります。8月31日現在で、65歳以上オミクロン対応接種対象者1,920人に対し、1,274人の方が接種しておりますことから、対象者の66.4%が接種済みということになっております。

次に、今後についてであります。国から、令和5年度秋開始接種の実施に向けた準備を進めるよう通知があったところでございます。実施時期につきましては、現在、二戸医師会、県立二戸病院並びに九戸地域診療センターと協議を進めているところであり、また、対象者、接種間隔等の具体的な接種方法については、決定次第、住民に周知してまいりたいと考えております。この秋接種の予算につきましても、今回の補正予算に計上しておりますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

また、法律上の分類が引き下げられた新型コロナウイルス感染症でございますが、ここのところ感染者の増加傾向が続いておりますので、今後とも村民の皆さまが少しでも安心を実感していただけるように、ワクチン接種の機会提供に努めてまいりたいと考えております。

七つ目に、農作物の生育状況についてでございます。

まず、水稻の生育状況につきましては、田植え期間中の低温や強風によりほ場や苗の条件によっては植え傷みが発生し、初期生育が停滞したところもありました。その後はほぼ全期間にわたって高めの気温推移となりましたので、県によりますと水稻の生育は草丈、葉数、茎数いずれも平年を上回って推移しており、特に7月中旬以降の高温経過により、水稻の出穂期は県北部において平年より4日早まったとのことであります。出穂期以降も気温が高く、日照時間も長く推移しており初期の登熟は良好であることが期待され、民間調査機関は岩手県的水稻作況指数を103と予測しています。ただ、今後も高温が継続すると水稻の刈取り適期はかなり早まることが想定されることや、過去に例のない高温により高温障害の発生も懸念されることから、各関係機関との連携を密にしながら、必要に応じて生産者への適時適切な情報提供を行ってまいります。

園芸作物の重点品目につきましては、8月20日現在の新岩手農協九戸支所の販売実績は、下記の表のとおりとなっております。4月下旬と5月上旬の低温による凍霜害の発生はありましたが、果樹以外は特に影響を受けておりません。その後の時期は、おおむね高温で経過したことから生育も良く出荷時期が早まりました。

たが、7月22日の梅雨明け以降は猛暑による高温干ばつが続き、トマト・ピーマンに尻腐れ・日焼け果が多く発生いたしました。また、ピーマンは大幅に栽培面積が拡大されたことが特筆されるところであります。

このような中で、トマト・ピーマンについては、出荷量が前年比120%・128%、販売額は高価格にも恵まれ前年比105%・142%になっております。にんじんについては、出荷量が前年比の87%、販売額は価格低迷も影響し前年比76%と実績を落としております。さらに、花きの主力りんどうは、高温による開花時期の前進化で、出荷量が前年比95%、販売額は前年比82%と前年を下回っております。菊類については、高温による開花抑制があり1週間ほど開花が遅れ、8月20日現在では出荷量が前年比で小菊が69%、一輪菊で73%、販売額は前年比で小菊が65%、一輪菊で64%となり、前年を大幅に下回る結果となっております。

今後も、天候については心配されるところもありますので、引き続き、出荷動向等について注視してまいりたいと考えております。

八つ目に、役場庁舎避難訓練の実施についてでございます。

9月1日の防災の日に、役場庁舎の避難訓練を実施しました。訓練は実施計画に基づき、火災発生の通報から自衛消防隊本部の設置、避難誘導、消火の手順の確認、重要書類の搬出など、実際の火災を想定した訓練となり、水消火器を使った消火訓練も行いました。

役場庁舎避難訓練は、平成16年の実施の後、しばらくの間行われておりませんが、職員の非常体制の確立と防災意識の高揚を図るため、これから毎年実施するよう努めてまいります。

以上、第2回定例会以降の行政執行状況について報告させていただきました。

今議会には、議案16件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、令和5年第3回九戸村議会定例会の行政報告とさせていただきます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで村長の行政報告を終わります。

---

◎教育長の教育行政報告

○議長(桂川俊明君) 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 高橋良一君登壇)

○教育長(高橋良一君) 本日ここに、令和5年第3回九戸村議会定例会が開催されるに当たり、第1回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

## 1、小学校の統合について。

はじめに、小学校の統合について、申し上げます。

令和5年第1回定例会において、「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例」が全会一致で可決されました。これにより、令和7年4月に、村内五つの小学校を統合し、現在の伊保内小学校に新たな「九戸村立九戸小学校（仮称）」を開校することが正式に決定したところです。

これを受けまして教育委員会では、6月に「九戸村立小学校統合準備委員会設置要綱」を定め、各小学校長及び各小学校の学校運営協議会から2名ずつ、計15名で構成する統合準備委員会を設置し、8月8日に行われました第一回準備委員会において、目的を共有するとともに、準備委員会の下に置かれる専門部会のメンバーを決定したところでございます。なお、統合準備委員会の委員長には、江刺家小学校の高橋雄賢校長、副委員長には伊保内小学校の学校運営協議会委員で、PTA会長の吉田一幸氏が選任されております。

専門部会については、「開校準備部会」「通学関係部会」「学校経営部会」「教育課程部会」「指導部会」「地域連携・環境整備部会」の六つの専門部会が設置され、それぞれ担当事務を割り当てております。今後、これらの専門部会を中心に、統合に向けた具体的な作業と検討を行ってまいります。

## 二つ目、学力向上について。

続いて、学力向上に関して申し上げます。

新聞等でもすでに報道されておりますとおり、小学校6年生と中学校3年生を対象として、4月18日に実施された「令和5年度全国学力・学習状況調査」の結果が公表されました。年度によって問題の難易度が異なり、テストを受ける集団ももちろん異なりますので、単純な年度比較はあまり意味をなしませんが、県や全国との比較を中心に、本村の結果の概要についてご報告いたします。

## 1、小学生について。

本村児童の国語の平均正答率は67%で、全国平均を0.2ポイント下回り、県平均を2ポイント下回りました。算数の平均正答率は61%で、全国平均を1.5ポイント下回り、県平均を1ポイント下回りました。

今回の結果から、本村の小学6年生の国語については、全国、県との開きはそこまで大きくないと捉えておりますが、令和3年度に県を5ポイント上回っていたことを考えますと、「話すこと・聞くこと」「書くこと」を中心に底上げが必要であると考えております。算数については、昨年は全国平均を0.8ポイント上回り、県平均を2ポイント上回るという結果でしたが、今年度は全国と県を約1ポイント下回りました。特にも図形領域での落ち込みと記述式回答に課題が見られましたので、ポイントを絞った指導の充実が求められます。

国語、算数ともに、全国や県と同様の領域・分野での落ち込みが見られますが、

各校の分析における回答類型等も踏まえ、個々のつまずきを明らかにしながら確かな定着につなげてまいりたいと考えております。

## 2、中学生について。

次に中学生ですが、国語の平均正答率は66%で、全国平均を0.2ポイント、県平均を2ポイント下回りました。資質・能力別に見ますと、「知識及び技能」においては「我が国の言語文化に関する事項」が、「思考力、判断力、表現力等」においては「書くこと」「読むこと」に関する領域の正答率が、県や全国を大きく下回っていることが分かりました。特に「文章を読んで理解したことなどを知識や経験と結び付け、自分の考えを広げたり深めたりすること」、「文章の構成や展開、表現の効果について根拠を明確にして考えること」、「自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くこと」が本村の子どもたちの課題であることが分かりました。

本村では小・中学校ともに、新聞を教材として活用する「NIE教育」をカリキュラムに取り入れ、読解力向上はもちろんのこと、社会への関心を高め自分事として考えを深めることを狙って、各校で取組を進めております。前述した国語の調査結果を鑑みますと、NIEの取組が生きてはたらく確かな力となるために、さらなる工夫をしていく必要があると考えており、教務主任・研究主任会議等の場で、各校の取組状況を共有しながら、好事例を学び合うようにしていきたいと考えております。

中学校数学については、平均正答率は42%で、全国平均を9ポイント、県平均を4ポイント下回る結果となりました。報道でもありましたとおり、本県数学は全国との差が開きつつありますが、本村においても克服すべき課題として認識しております。特に、小学校同様「図形」領域に大きな落ち込みが見られること、「思考力、判断力、表現力等」を試される問題での正答率が低いことを鑑みますと、小学校との学びのつながり、系統性を意識することはもちろん、授業の中で数学的な見方・考え方を働かせながら、問題に向き合うような場面を意図的に設定することが肝要だと考えております。

また、英語については、平均正答率は34%であり、全国平均と比べ11.6ポイント、県平均を3ポイント下回る結果となりました。

英語も数学同様に、県と全国の開きが顕著ではありますが、本村生徒の状況も大きな課題があると言わざるを得ません。英語に限った話ではありませんが、全国学調の問題こそが、いま授業で身に付けなければならない資質・能力を伝えているメッセージだと受け止め、課題の見られた資質・能力の洗い出しと補充指導を日々の授業で展開していかなければならないと強く感じております。

## 3、児童生徒質問紙について。

さらに、生活習慣や学習態度等に関して調査した「児童生徒質問紙」の集計結

果についての分析でございます。

本村では、学力向上の取組の「一丁目一番地」として授業改善に取り組んでおりますが、授業改善の視点として「課題意識の醸成」「主体的に思考・判断・表現する学習過程の構築」「対話的な学びの充実」「自己の変容に気付く振り返り」の四つのポイントを掲げております。それらに関連した質問項目の結果を見ますと、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができている」という設問に対する積極肯定が、小学校中学校ともに県や全国を大きく上回っております。授業改善のポイント「対話的な学びの充実」が図られていると捉えることができます。

また、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいるか」「学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめているか」「分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげているか」といった設問においても、積極肯定が県や全国を上回る結果となっており、現場の先生方の授業改善の取り組みが反映されているものと考えております。さらに児童生徒の意欲面を視点として調査結果を見ますと、「教科が好き」「教科の勉強は大切だと思う」「教科の授業の内容はよく分かる」の設問に対しての積極肯定回答の割合は、小学校の全ての教科、国・算・英で県や全国を大きく上回る結果となりました。

一方、中学校では、「国語が好き」「国語の勉強は大切だと思う」「国語の授業の内容はよく分かる」の設問において積極肯定回答した生徒の割合が小学校同様県や全国を大きく上回ったのに対し、数学では「大切だと思う」割合は高かったものの、「好き」「よく分かる」の積極肯定回答は伸び悩むという傾向にありました。英語については、「よく分かる」の積極肯定回答が県に比べてプラス14.4ポイントという結果でしたが、教科の正答率に結び付いていないという実態が見えました。これらの結果から、本村の子どもたちは学習意欲が高く学習の必要性も感じていること、先生方の授業改善の意識が子どもたちの学びの姿に表れつつあること、子どもたちの授業で身に付けた力が、生きて働く力としてはまだ不十分であることなどが言えると考えております。

教育委員会としては、引き続き「九戸村授業改善プラン」に基づいた授業改善を推進しながら、子どもたちがその時間や単元で身に付けた力をメタ認知し、次の学びに生かすことのできるような「振り返り」、リフレクションや授業の中で身に付けた力を活用したり、アウトプットしたりすることができるような場面を意図的に位置付けることを学力向上推進委員会において現場の先生方と確認しております。

また、現在、各校でもこれらの結果分析を進めているところですが、分析から見えてきた課題を、どのように授業レベル・具体の指導レベルに落とし込んで、

子どもたちの力の底上げを図るかという、PDCAのA、「アクション」を大事にしていくこともお願いをしたところです。

併せて、ICT活用についても九戸村の先生方には積極的に取り組んでいただいているところですが、活用が目的ではなく、活用することで子どもたちの学びの助けになり、資質・能力の育成につなげるものであることを共通の認識とし、その可能性を探っていきたいと考えております。

### 3、新入生学力状況調査について。

全国学調と同日に県下の中学校1年生を対象としまして実施された「令和5年度岩手県新入生学力状況調査」の結果につきましても、簡単に報告いたします。

この調査は、国語と数学の2教科について、小学校までに既に学んだ内容について調査することで、中学校での学習指導に生かすことを目的としています。

本村では、国語については県平均を2.6ポイント下回り、数学については県を8.8ポイント上回るという結果となりました。国語はやや下回ったものの、数学において県平均を大きく上回りましたので、小学校における授業改善や学習指導の成果が表れたものと理解しております。

しかし、一方で国語については、登場人物の心理や場面の描写との関係をつかみながら読む力など、多様な感じ方や見方、考え方に触れる機会の少ない小規模校特有の授業に弱点が示されています。数学に関しましても少人数数学級という制限の中では、他の児童と意見を交わしていく中で、自己の思考を数学的思考にまとめていく授業が物理的に難しいことから、思考の幅を広げるという点に課題があるようです。

これらを踏まえまして、今後においても小学校と中学校が連携を密にした授業改善の取り組みを進めていきたいと考えております。

### 4、夏の寺子屋九曜塾及び寺子屋学習塾。

また、夏休み期間中の7月27日、28日の2日間にわたって行われた小学生対象の夏の寺子屋九曜塾には、延べ55名の参加がありました。延べ13名の伊保内高校生からもボランティア協力をいただき、英会話教室と創作活動などを行っております。さらに、8月8日から10日までの3日間は、中学生の希望者を対象とした「夏の寺子屋学習塾」を実施いたしました。九戸中学校を会場として、株式会社プランニングドアーズの講師による国語、数学、英語の3教科をそれぞれ基礎クラスと応用クラスに分けて実施したところ、全校118名中92名が参加しております。これは昨年度より20名の増となっています。

これらの事業に参加した児童生徒からの感想は、おおむね好評であり今年度の冬と春の開催、次年度以降の開催に向けて、子どもたちの声を生かしていきたいと考えております。

学力向上について教育委員会では、本村教育目標の一つ「自ら考え 学び続け

る人」の具現化を目指し、九戸村学力向上推進協議会、学力向上推進委員会を中心として、「小・中・高学力向上推進事業」の充実を図っているところです。今年度は、「子どもたちに 12 年間の学びを保障するための見通しをもった小中高連携の在り方～自ら考え、対話的な学びを通して、学びを深める子どもの育成～」を小・中・高の共通重点課題、共通研究テーマとして掲げ、育てたい子どもの姿を明確にした共通の視点で、積極的な授業改善を行うことに主眼をおいております。

授業改善においては、「九戸村授業改善プラン」を共通の指針とし、ICT活用も含めながら、子どもたちに確かな力を身に付けるための授業づくりを進めております。また、全国学調などの諸調査を生かした組織的取組の推進、家庭学習などの学力を支える習慣及び環境の充実にも力を入れて取り組んでいるところでございます。

現在の学校教育では、「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学びと協働的な学び」「令和の日本型学校教育」などのキーワードが飛び交い、現場の先生方が何を目指し、何をよりどころにすべきかがつかみにくい現状があります。ただ、子どもたちの実態に応じて、学ぶ意欲を大切にし、子どもたちの「学びの自走」を促し、将来にわたって生きて働く確かな力を身に付けるために、教えたり気付かせたり引き出したりするという教師の営みは変わるものではありません。学校教育の基本である「授業」を大切にしていこうというスタンスを継続していく中で、何よりも、現場の先生方自身が学びを「面白い」と捉えることができるよう、そして子どもたちが学びに「没頭」できるような場面を増やしていくために、各種事業や研修等を通じて、先生方の支援に努めていく所存であります。

### 3、社会教育事業について。

最後になりますが、社会教育事業について申し上げます。

女性教室や生涯学習アカデミー、公民館学級をまとめ「学び処ナインズカフェ」として再スタートして3年目となります。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられた今年度につきましては、概ね順調に各種講座を実施しているところであります。

小学生対象の九曜塾につきましても、現在のところほぼ計画どおり実施しております。7月22日と8月1日には、盛岡市アイーナにおいて「プログラミング教室」を特別開講として実施するなど、コロナ禍においては実施することが困難だった事業にも取り組んでおり、今後も村民ニーズの把握に努めながら、前例にとられることなく自由な発想で事業展開を考えてまいります。

また、新型コロナにより事業が中止されておりました「戸の兄弟のまち交流」事業についても、8月4日、4年ぶりに六戸町を会場に行われ、本村から多数の児童が参加して、六戸町の児童と交流を深めました。

引き続き教育委員会が主催する社会教育事業につきましては、新型コロナウイ

ルス感染症が感染症法上の5類になったとはいえ、感染防止に最大限配慮することはもちろんのこと、熱中症や自然災害などのリスク管理を万全に行った上で、引き続き安全・安心な事業の実施を心がけてまいります。

体育施設関係では、B & G海洋センターの今年度の営業が終了いたしました。令和3年度の大規模改修後、新型コロナによる活動制限のない初めての夏となりました。シーズンの利用状況ですが、6月26日から8月21日までの営業期間中の営業日数は49日、保育施設、学校の団体利用も含めた利用人数は1,760人、利用収入8万6,040円でした。前年度と比較しますと、利用人数で2%の減、利用収入では17%の増となっております。期待したほど利用されていないことに関しては、あまりの猛暑であったため、施設内の気温・水温が著しく高く推移したことも一因と考えられますが、来年度の営業に向けて利用者ニーズの把握に努め、新たなウォータースポーツ教室なども含めて利用拡大策を考えてまいります。

以上、第1回定例会以降に実施した教育関係事業についてお知らせしました。

結びになりますが、本村の当面の教育行政上最大の課題は、小学校の統合を円滑に進めるとともに、さらに進むと予想されている少子化に対応した教育環境をどのように再構築するかを、村民の皆さまと一緒に考えていくことだと捉えております。

また、統合後の義務教育環境が他地域にない魅力的な価値を持つものになれば、子育て世代の流出を止め、村外からの呼び込みにもつながり、少子化・人口減を食い止める村の施策に寄与するとも考えるものです。

社会が急激に変化し、私たち大人世代が経験してこなかった予測不能な未来を生きる児童生徒を第一に、これからの本村及びわが国の次世代を担う有為な人材の育成を目指し教育行政を進めていく所存ですので、議員の皆さまにおかれましては、今後ともご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

以上、教育長として所信の一端を述べさせていただくとともに、教育行政執行状況についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで教育長の教育行政報告を終わります。

ここで15分間、11時5分まで休憩といたします。

休憩(午前10時50分)

---

再開(午前11時05分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、川戸茂男議員、5

番、中村國夫議員、6番、坂本豊彦議員の3人を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（桂川俊明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員会委員長からの報告は、本日から9月15日までの12日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

9月5日、6日の2日間及び9月9日、10日の2日間は、議案調査及び休日のため休会にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、9月5日、6日の2日間及び9日、10日の2日間は、議案調査及び休日のため休会にすることに、決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

---

◎議案第1号から議案第16号までの一括上程・説明

○議長（桂川俊明君） 次に、日程第3、議案第1号「九戸村下水道事業の設置等に関する条例」から、日程第18、議案第16号「令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案16件を、一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「九戸村下水道事業の設置等に関する条例」から順次、説明願います。なお、決算については、簡略に説明願います。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第1号「九戸村下水道事業の設置等に関する条例」について、ご説明申し上げます。

まず、本条例を制定しようとする経緯についてですが、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設事業が令和6年4月1日から地方公営企業会計に移

行することに伴い、今回、本条例を提案させていただくものでございます。

当該事業が地方公営企業会計に移行する経緯についてですが、平成31年1月に総務大臣通知等により、人口3万人未満の自治体においては、特別会計として運営してきている下水道事業等について、令和6年4月1日までに公営企業会計に移行するよう要請があり、この要請に基づき、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業について、令和6年4月1日から地方公営企業会計に移行するものでございます。

本条例の趣旨についてですが、地方公営企業法の規定に基づき、九戸村下水道事業の設置等について必要な事項を定めようとするものでございます。

次ページの附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、令和6年4月1日から下水道事業を地方公営企業法の一部を適用する事業として運営するため、必要な条例を整備しようとするものでございます。説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第2号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第4号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,219万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,508万1,000円としようとするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加しております。3ページの歳出につきましても、それぞれ増額になっております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、主な項目について、説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

まず、11款1項1目1節に、地方交付税397万6,000円を計上しております。

15款1項2目2節に、新型コロナウイルス対策事業に係る感染症予防事業費等国庫負担金として377万9,000円を、また、15款2項3目1節に同じく新型コロナ

ウイルス対策事業に係る感染症予防事業費等国庫補助金として、296万9,000円を計上しております。

次に、18款寄附金の1項1目1節に一般寄附金として、70万円を計上しております。これは昨年度、連携協定を締結した明治安田生命総合会社より、子育て支援等に役立てていただきたいと寄附の申し出がありましたので、その予算を見込んだものでございます。

4ページに移りまして、20款の繰越金には2,076万7,000円を計上しております。

次に、5ページからの歳出につきましても、主な項目を説明させていただきます。まず、2款総務費の1項1目17節、備品購入費は、歳入で計上しました一般寄附金を財源に各保育園、学童クラブ、各小学校及び中学校から要望された屋外テントやタブレットなどの備品購入に75万円計上するものでございます。

次に、2款1項4目財産管理費の12節委託料に、庁舎電話交換設備機能追加業務委託料30万2,000円を計上しております。これは役場庁舎の代表番号のほかに、係ごとに電話番号を設定することで、要件のあるほうに直接つながるようにしようとするものでございます。

次に、2款1項10目の新型コロナウイルス感染症対策費については、令和5年度新型コロナウイルスワクチン秋冬接種実施に向けた費用として、10節需用費、11節役務費及び12節委託料合わせて675万円を増額補正するものとなります。

次に、下段の3款民生費、1項4目社会福祉施設費については、村総合福祉センター内の漏水調査を実施するための委託料28万6,000円及び2階居住施設の暖房設備更新に係る備品購入費70万6,000円を増額補正となります。

6ページに移りまして、6款農林水産業費の1項3目農業振興費18節の漬物製造継続支援事業補助金140万円は、食品衛生法の改正に伴い、漬物製造に係る施設整備が必要となることから費用の一部を補助し、事業継続を支援するものです。7目放牧場管理費の10節需用費には、戸田牧野の施設及び重機の修繕が必要になりまして、180万円を増額補正しております。8目土地改良総合整備事業費の18節農業生産基盤整備事業補助金169万8,000円は、新たに2団体から基盤整備工事に係る補助申請があったための増額となります。

7ページをお開きいただきまして、上段の6款2項2目林業振興費では、18節に九戸村森林整備事業補助金として40万5,000円を計上しております。こちらは村単補助でございますが、申請者の増加に伴う増額補正でございます。

次に、8款土木費の2項2目道路維持費12節委託料では、村道の草刈りを追加対応するため、村道草刈作業委託料を48万3,000円増額。また、村道舗装路面の補修が必要な箇所が増えたため、道路補修等業務委託料を308万4,000円増額するものでございます。

次に 10 款教育費の 3 項 1 目学校管理費 14 節の工事請負費では、九戸中学校の校舎北側にある倉庫屋根の傷みが激しく改修工事が必要になりましたことから、224 万円を計上したものでございます。

下段の 10 款 5 項 2 目公民館費の 18 節に、自治公民館整備事業補助金として 592 万 2,000 円を増額補正しております。新たに、6 地区から集会施設的环境整備やエアコン設備のための改築などの補助申請のほか、当初計画していた浄化槽設置工事の事業費増額などによるものでございます。

8 ページに移りまして、10 款 6 項 2 目体育施設費の 10 節に、修繕料 47 万 1,000 円を計上しております。こちらは体育施設、主に総合運動場の芝生整備を行う芝刈機が故障したため、その修繕を行おうとするものでございます。

次に、3 目学校給食施設費の 10 節修繕料は、給食センターの真空冷却機の故障修繕のほか、不測の故障に対応するための緊急修繕料として、合わせて 94 万円を計上しております。その次の 12 節委託料 315 万 4,000 円は、九戸施設運営会の職員の退職による退職手当支給のための委託料の増額でございます。以上、令和 5 年度一般会計補正予算(第 4 号)につきまして、主な内容を説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 議案第 3 号について、地域整備課主幹

○地域整備課主幹(上村浩之君) それでは、議案第 3 号「令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,030 万 1,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」にお示ししております。

令和 5 年 9 月 4 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページを 5 枚めくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページをご覧くださいと思います。まず、2、収入ですが、3 款 1 項 1 目 1 節繰越金は、前年度繰越金が 7 万 7,000 円の増となります。

1 枚めくっていただきまして、事項別明細書の 4 ページをご覧くださいと思います。3、支出ですが、1 款 1 項 1 目 8 節、旅費が 7 万 7,000 円の増となりますが、これは研修会等がウェブ形式ではなく現地開催等により行われるようになってきたことなどにより、旅費の不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。下水道事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第4号から議案第6号の3件について、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第4号「令和5年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ828万2,000円としようとするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。2ページの歳入につきましては、4款繰入金を減額し、5款繰越金を増額しております。3ページの歳出につきましては、2款諸支出金を増額しております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっております。

事項別明細書の3ページの歳入をご覧願います。4款1項1目1節の財産管理資金取崩を14万円減額し、5款1項1目1節の前年度繰越金54万9,000円を計上しております。

4ページに移りまして、歳出ですが、2款1項1目25節の自治会事業寄附金を40万9,000円増額しております。瀬月内、宇堂口、泥の木の、それぞれの自治会からの集落センター修繕工事等に係る申請の要請を受けての寄附金の増額となります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号「令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927万5,000円としようとするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」

となります。2ページの歳入につきましては、5款1項繰越金を増額しております。

3ページの歳出につきましては、1款1項財産管理費を増額しております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっております。

事項別明細書3ページをご覧ください。歳入では、5款1項1目1節の前年度繰越金21万6,000円を計上しております。

4ページの歳出でございますが、1款1項2目11節の役務費に森林災害共済掛金を21万6,000円増額しております。これは、今年度末に更新を迎える2件の森林保険料を計上したものでございます。説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

それでは、お手元の令和4年度歳入歳出決算書をご覧ください。

まず、一般会計の歳入につきましては、8ページから11ページに記載しております。1款村税から22款村債までの収入済みの歳入合計は、11ページ下段にありますとおり52億4,213万7,659円となっております。

次に、歳出につきましては、12ページと13ページになります。1款議会費から13款予備費までの支出済みの歳出合計は、13ページ下段になりますが、49億473万1,075円となっております。このことにより歳入歳出差引残額は、3億3,740万6,584円となります。

16ページからが事項別明細書になっております。

ページをめくっていただきまして、144ページをお開き願います。実質収支に関する調書で、こちらの単位は1,000円になっております。先ほど説明いたしました区分3の歳入歳出差引額3億3,740万7,000円から、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源の中の(2)繰越明許費繰越額2億6,691万3,000円を差し引きしました7,049万4,000円が、実質収支額となるものでございます。

次のページからは、財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。以上が令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第7号から第8号の2件について、税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） それでは、議案第7号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度九戸村国民健康保

険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

それでは、決算書の160ページ、161ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。1款国民健康保険税から7款諸収入までの歳入合計は、収入済額で6億4,700万3,866円となっております。

次に、162ページ、163ページをご覧願います。歳出でございます。1款総務費から8款予備費までの歳出合計は、支出済額で6億4,690万7,281円となっております。これによりまして、歳入歳出差引額は9万6,585円となっております。

次に、166ページからが歳入歳出決算事項別明細書となっております。

次に、182ページをご覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。1,000円単位での記載となっております。歳入歳出差引額は、9万7,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は9万7,000円となっております。

次のページからが財産に関する調書となります。

令和4年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明は、以上となります。

続きまして、議案第8号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

それでは決算書の188ページ、189ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入までの歳入合計は、歳入済額で7,071万4,859円となっております。

次に190ページ、191ページをご覧願います。歳出でございます。1款総務費から4款予備費までの歳出合計は、支出済額で7,063万4,159円となっております。これによりまして、歳入歳出差引額は8万700円となっております。

次に、194ページからが歳入歳出決算事項別明細書となっております。

次に、204ページをご覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。1,000円単位での記載となっております。歳入歳出差引額は、8万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は8万1,000円となっております。

以上が、令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第9号から第10号の2件について、地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第9号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

決算書の208ページ、209ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金から第7款村債までの収入済みの歳入合計は、5,826万3,470円となっております。

次に、210、211ページをご覧いただきたいと思います。歳出になりますが、第1款農業集落排水事業費から第3款予備費までの支出済みの歳出合計は、5,648万3,228円となっております。このことにより歳入歳出の差引残額は、178万242円となります。

ページを6枚めくっていただきまして、222ページをお開き願います。実質収支に関する調書で、こちらの単位は1,000円となっております。先ほど説明いたしました区分3の歳入歳出差引残額178万円から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源の中の(2)繰越明許費繰越額92万3,000円を差し引きました85万7,000円が実質収支額となるものでございます。以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第10号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

決算書の228、229ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金から第7款国庫支出金までの収入済みの歳入合計は1億6,079万2,508円となっております。

次に230、231ページをご覧いただきたいと思います。歳出になりますが、第1款公共下水道事業費から第3款予備費までの支出済みの歳出合計は、1億5,707万3,525円となっております。このことにより、歳入歳出差引残額は、371万8,983円となります。

ページを6枚めくっていただきまして、242ページをお開き願います。実質収支に関する調書で、こちらの単位は1,000円となっております。

区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、先ほど説明いたしましたし

た歳入歳出差引残額 371 万 9,000 円がそのまま区分 5 の実質収支額となるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第 11 号について、教育次長

○教育次長（松浦拓志君） それでは、議案第 11 号「令和 4 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 5 年 9 月 4 日提出。九戸村長 晴山博康

決算書 248、249 ページをお開きください。歳入でございます。第 1 款使用料から第 4 款諸収入までの合計収入済額は、3,079 万 7,781 円となっております。

ページを 1 枚めくっていただきまして、250 ページと 251 ページが歳出となっております。歳出の合計支出済額は 3,078 万 6,648 円となっております。よって、歳入歳出差引残額は、1 万 1,133 円でございます。

事項別明細書は、254 ページから 257 ページまでとなっております。

258 ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。区分 4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。よって、区分 3 の歳入歳出差引額 1 万 1,000 円がそのまま実質収支額となります。

260 ページ及び 261 ページは、財産に関する調書となっておりますので、お目通し願います。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第 12 号から 14 号の 3 件について、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第 12 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 5 年 9 月 4 日提出。九戸村長 晴山裕康

それでは、決算書の 266 ページと 267 ページをお開き願います。まず歳入でございますが、1 款財産収入から 6 款諸収入までの収入済みの歳入合計は、738 万 2,515 円となっております。

次に、268 ページと 269 ページをご覧願います。歳出になりますが、1 款財産区費から 3 款予備費までの支出済みの歳出合計は、683 万 1,562 円となっております。このことにより、歳入歳出差引残額は、55 万 953 円となります。

272 ページからが事項別明細書となっております。

次に、280 ページをご覧願います。実質収支に関する調書ですが、区分 4 の翌年

度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分3の歳入歳出差引額55万1,000円がそのまま実質収支額となるものでございます。

次のページからは、財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。

議案第12号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第13号「令和4年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

それでは、決算書の288ページと289ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1款財産収入から6款諸収入までの収入済みの歳入合計は、864万4,666円となっております。

次に、290ページと291ページをご覧願います。歳出になりますが、1款財産区費から3款予備費までの支出済みの歳出合計は、824万3,779円となっております。このことにより、歳入歳出差引残額は、40万887円となります。

294ページからが事項別明細書となっております。

それではページをめくっていただきまして、302ページをご覧願います。実質収支に関する調書ですが、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分3の歳入歳出差引額40万1,000円が、そのまま実質収支額となるものでございます。

次のページからは、財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。議案第13号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第14号「令和4年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

それでは、決算書310ページと311ページをお開き願います。まず歳入でございますが、1款財産収入から6款諸収入までの収入済みの歳入合計は、523万1,984円となっております。

1枚めくっていただきまして、312ページと313ページをご覧願います。歳出になりますが、1款財産区費から3款予備費までの支出済みの歳出合計は、444万9,989円となっております。このことにより、歳入歳出差引残額は、78万1,995円

となります。

316 ページからが事項別明細書になっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、324 ページをご覧ください。実質収支に関する調書ですが、こちらも区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分3の歳入歳出差引額78万2,000円がそのまま実質収支額となるものでございます。

次のページからは、財産に関する調書を載せておりますので、お目通し願います。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第15号、16号の2件について、水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第15号「令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度九戸村水道事業会計決算を、別添監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和5年6月4日提出。九戸村長 晴山裕康

水道事業会計決算書は別冊になっておりますが、その別冊の1ページをお開きいただきたいと思っております。（1）の収益的収入及び支出の中で、まず収入でございますが、第10款水道事業収益の決算額は、合計で1億3,787万8,416円となっております。

次に支出になりますが、第11款水道事業費用の決算額は、合計で1億1,118万9,280円となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。2の資本的収入及び支出の中で、まず収入でございますが、第12款資本的収入の決算額は、合計で1,064万6,204円となっております。

次に支出になりますが、第13款資本的支出の決算額は、合計で8,511万4,722円となっております。不足する7,446万8,518円につきましては、2ページの下段、欄外に記載しております資金によりまして補点しております。

また、3ページ以降の損益計算書等をもって詳細についてお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号につきまして、ご説明申し上げます。「令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金6,935万7,621円のうち、3,131万8,207円を資本金に組み入れ、1,500万円を減債積立金に、303万9,414円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとするについて、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年9月4日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由といたしまして、令和4年度九戸村水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れ、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（桂川俊明君） 以上で、日程第3、議案第1号「九戸村下水道事業の設置等に関する条例から、日程第18、議案第16号「令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案16件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、9月8日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（桂川俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は9月7日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午前11時59分）